

令和 6 年度
第 1 回香美市社会教育委員会資料

日時：令和 6 年 6 月 1 4 日（金）

午後 2 時～

場所：香美市立中央公民館 2 階会議室

令和6年度 第1回香美市社会教育委員会次第

1. 開 会

- (1) 香美市教育長職務代理者挨拶
- (2) 自己紹介

2. 議事

- (1) 委員長・副委員長の選任について
- (2) 会議の公開について
- (3) 第2期香美市教育振興基本計画について
 - ・第2期香美市教育振興基本計画について
 - ・令和6年度新規事業について
- (4) 香美市立図書館運営方針とそれに基づく運営計画について

3. その他

文化財室の設置について

4. 閉 会

香美市社会教育委員名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	備 考
市原 庸寛	高知県立山田高等学校校長
楮佐古 理枝	香美市体育協会副会長
近藤 純次	N P O法人いなかみ代表
斉藤 雅洋	高知大学地域協働学部准教授 (令和6年5月10日から)
佐々木寿幸	特別養護老人ホーム三宝荘施設長
杉本 民雄	香美市文化協会会長 (令和6年4月16日から)
永野 圭助	鏡野中学校学校運営協議会委員
信崎真理子	香美市立教育研究所所長
濱崎 博志	山田地区公民館長
福田 直史	高知県公立大学法人理事長特別補佐 兼法人本部副本部長兼高知県立大学学長特別補佐
森田 卓志	香美市小中学校校長会会長 (大宮小学校長)

※委員は五十音順、敬称略。

香美市審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等を公開することにより、市民に対し審議状況を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参画と協働のまちづくりを一層推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、次の通りとする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関。
- (2) 市の事務又は事業について審査、研究等をおこなうため規則、要綱等により設置された附属機関に準ずるもの。

3 公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。但し、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことが出来る。

- (1) 会議において、香美市情報公開条例第6条に規定する情報に該当する事項について審議会等を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

4 公開または非公開の決定

- 1、会議の公開又は非公開は、3の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- 2、審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するにあたり、原則として当該会議の1週間前までに、香美市ホームページに次の事項を掲載するものとする。ただし、会議を急に開催しなければならないとき等やむを得ない場合は、この限りではない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続き
- (7) 公開、非公開の掲載
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

6 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認めるものの定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑におこなわれるよう傍聴に関する手続き等を定めるとともに、傍聴者に傍聴に係る注意事項を記載した書面を配付する等、傍聴者に当該注意事項を周知し、当該会議の開催中における会議の秩序の維持に努めなければならない。

7 会議結果の公表

審議会等は会議等の要旨を作成し、会議開催後、概ね1月以内に、市のホームページに掲載する方法で公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

8 その他

- (1) 審議会等が行う会議についての問い合わせ等については、当該審議会等の所管部署において、適切に対応するものとする。
- (2) この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

9 適用期間

この指針は、平成30年4月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。

香美市情報公開条例（平成 18 年香美市条例第 13 号）

（公開しないことができる情報）

第 6 条 実施機関は、公開請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ その個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、その情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、その情報のうち、その公務員の氏名、地位及び職務に関する情報

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 人の財産又は生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして公開することが公益上必要であると認められる情報

(4) 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの

- (5) 市と国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）との協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 市の機関内部又は市と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報及び決裁・供覧等の手続が終了していないものであって、公開することにより、その事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められるもの
- (7) 市又は国等が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報及び決裁・供覧手続が終了していないものであって、公開することにより、その事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの
- (8) 公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から市の機関へ提供された情報であって、その個人又は法人等の承諾なく公開することにより、その個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報のうち、公開しないという条件に合理的な理由があると認められるもの

生涯學習事業抜粋

第2期香美市教育振興基本計画



令和6(2024)年3月

香美市教育委員会

はじめに

香美市は、第2次香美市振興計画後期基本計画において、「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を基本理念とし「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう進化する自然共生文化都市・香美市」を目指し、未来に向けて進化を続けるまちです。

香美市では、古くから豊かな自然と共生し、温かい人々との交流を基盤に、活力ある教育、多様な文化、歴史ある産業が脈々と受け継がれてきました。また、保育園から大学までの教育機関がそろった学園都市(まち)でもあります。

このような恵まれた教育環境を活かし、第1期教育振興基本計画(後期計画)においては、「まちづくりは人づくり」という考えのもと、市民の皆様との協働により、探究の学びの連続性、生涯学び続ける「まちづくり」の取組を進めてきました。

この度、令和6(2024)年度から運用される第2期教育振興基本計画の策定にあたり、現行の計画に基いた成果を引き継ぎ、課題を検証し、社会情勢の動向も踏まえ新たな教育課題への取組を強化することにより、本市の未来を担う子どもたちの健やかな育ちを実現し、香美市の目指すまちづくりを推進することと致しました。

高度情報化社会、人口減少社会に代表されるように、社会は急激な変化の時代にあります。第2期教育振興基本計画は、こうした時代の中で、子どもたちに「豊かな人間性を身につけ、郷土に愛着を持ち、グローバル社会を生き抜く人」として能動的に学ぶ資質・能力を育むことを目指し、また、市民一人一人がよりよく生きるまちとして「生涯にわたる成長と学びの場」を充実・発展させることを目指して策定したものです。

本計画の基本理念である「郷土を愛し、探究的に学び、未来を創る人づくり」の実現に向けて、「探究」「協働」「創造」を基本目標に、保育園・幼稚園・学校・家庭・地域社会及び関係機関・団体と一体となって、施策を推進してまいりたいと存じております。市民の皆様の一層のご支援・ご協力と積極的なご参画をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご尽力を賜りました「香美市教育振興基本計画検討委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった皆様に対し、心から厚く御礼を申し上げます。

令和6(2024)年 3 月

香美市教育委員会

目次

第1章 計画の策定について	1
1 策定の背景	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間	2
第2章 香美市の現状と課題.....	3
1 香美市の子どもを取り巻く状況.....	3
2 生涯学習の状況	19
3 第1期計画の進捗と評価.....	23
第3章 計画の基本的考え方と体系.....	31
1 基本的考え方	31
2 施策の全体体系	35
第4章 計画の内容.....	37
基本目標1 探究的に学び、社会を生き抜く力をもった人の育成	37
基本目標2 市民が協働し、ともに支え合い、高め合う地域社会の構築	41
基本目標3 夢を育み、新たな価値を創造する教育の展開.....	44
第5章 計画の推進に向けて	47
1 推進体制.....	47
2 市民や多様な団体・機関との協働.....	47
3 計画の進行管理	47
参考資料.....	49

郷土を愛し、探究的に学び、未来を創る人づくり

めざす人の姿

探究

主体的で
チャレンジ精神
を持つ人

協働

様々なつながり
で学び、
協働できる人

創造

学びから新しい
ものを生み出す
意欲を持ち
行動する人

豊かな人間性を身につけ、郷土に愛着を持ち、グローバル社会を生き抜く人

探究あふれる 学園都市 香美市

質の高い教育と
多様な学びの場

生涯にわたる
成長と学びの場

探究

高知工科大学

公民館

図書館

山田高等学校

美術館

文化・
スポーツ施設

山田特別支援学校

小中学校

スポーツ
団体

文化団体

保育所・認定こども園

各種団体・
サークル



地域住民

～生涯にわたって学び続ける人～
香美市よってたかって教育

私たちの香美市は、学校や各教育機関、団体の力により探究の「まち」として力強い教育を進めていきます。市民一人一人が主人公となる「よってたかって教育」をこれまで以上に積極的に推進することで、市内のいたるところで「探究」的な活動が沸き起こる「まち」を目指します。

3 第1期計画の進捗と評価

(1)計画の進捗状況

第1期計画の行動実績と到達目標に対する達成状況、本市教育委員会による内部評価と、学識経験を有する外部評価員による外部評価の内容を総合的に勘案し、第1期計画の総合評価を行いました。総合評価の結果としては、9分野中4分野で、一定の成果は得られているものの改善が必要な状況です。

<第1期計画の総合評価>

※評価基準 4:想定以上の成果、3:概ね想定どおりの成果、2:成果が得られたが改善が必要、1:見直しが必要

視点	基本的方向	総合評価
「学ぶ！」 主体的に学び、社会を生き抜く力をもった人材の育成	(1)きめ細やかな教育・保育の推進と体制整備	<u>2</u>
	(2)活力ある保育所・学校づくりの推進	3
	(3)たくましく生きる人間力を培う教育の推進	3
「つながる！」 市民が協働し、ともに支え合い、高め合う地域社会の構築	(1)香美市のたからをいかしたふるさと教育の推進	<u>2</u>
	(2)子育て支援と親支援の推進	3
	(3)市民協働で地域の教育力を高める取組の推進	<u>2</u>
「未来を拓く！」 夢を育み、新たな価値を創造する教育の展開	(1)次世代を見通した教育の環境整備と実践	3
	(2)高知工科大学との連携	<u>2</u>
	(3)生涯を通した豊かな学びと文化・芸術、スポーツ活動の充実	<u>2</u>

2 施策の全体体系

基本理念	基本目標	施策の方向	主な施策
郷土を愛し、探究的に学び、未来を創る人づくり	探究 学ぶ！ 探究的に 学び、社会を 生き抜く力を もった人の 育成	(1) 誰一人取り残さない きめ細やかな 保育・教育の推進と 体制整備	① 子どもの育ちの連続性を保障する保育・教育の推進 ② 子どもの社会的自立に向けた就学前からの 教育の充実 ③ 共生社会を目指すインクルーシブ教育の充実
		(2) たくましく生きる人間 力を培う教育の推進	① 確かな学力と実社会や自己の将来との つながりを見通した学びの展開 ② 豊かな心の育成と一人一人の多様性を認め 尊重する価値観の醸成 ③ 健やかな心身の醸成と増進 ④ 多様な図書館サービスの充実
		(3) 活力ある保育所・学校 づくりの推進	① 全ての保育所と教育施設における組織力の向上 ② 保育者・教職員等の資質・能力の向上 ③ 資質・能力の基礎を培う就学前教育と特色 ある学校教育の推進
	協働 つながる！ 市民が協働し、 ともに支え 合い、高め 合う地域社会 の構築	(1) 香美市の宝(人・自然・ もの・こと)を生かした ふるさと教育の推進	① 郷土への愛着と誇りをもち地域の将来を担う人の 育成 ② 地域の伝統文化を生かしたまちづくり
		(2) 子育て・子育ち・ 親育ち支援の推進	① 親育ち支援と地域教育力向上の推進 ② 地域子育て支援の充実
		(3) 市民協働による学び の場の充実	① 地域との連携・協働による地域特性を活かした 教育の推進 ② 地域住民の参画による地域・学校の活性化 ③ 公民館活動の新たなニーズへの対応と充実
	創造 未来を 創る！ 夢を育み、 新たな価値を 創造する教育 の展開	(1) 次世代社会を担う人 の育成	① 市内の多様な人と、高知工科大学や公共施設等の 「知」を結集した質の高い実践的教育の推進 ② 地域社会に参画する教育活動の推進 ③ 協働し、持続可能な社会の創り手を育てる教育の 推進
		(2) 市民一人一人が よりよく生きるまちの 実現	① スポーツを楽しむ機会の提供 ② 市民と行政が一体となって取り組む人権尊重の まちづくり ③ 芸術文化にふれあう機会の拡充
		(3) 地域社会をともに 創造する場の充実	① 香美学園都市の充実 ② 子どもが社会に意見できる場の設定や 主権者教育の推進 ③ いつでもだれでもデジタルスキルを習得・活用 できる環境の整備 ④ 市民や企業の参画による図書館活動の活性化

第4章 計画の内容

基本目標1 探究的に学び、社会を生き抜く力をもった人の育成

施策の方向(1)誰一人取り残さないきめ細やかな保育・教育の推進と 体制整備

【背景と課題】

少子化の進展や家族構成、社会環境の変化を背景に、従来は家庭で身につけていた社会性が育まれにくい、地域の人間関係の希薄化で多様な大人との関わりが少ない、外遊びの場所や機会が減少しているなど、子どもの育ちに影響を及ぼす状況が増えています。その結果として、人とのコミュニケーションがとりにくい、自分の気持ちを表現しにくいといった子どもが増えていると言われています。また、特別な支援を必要とする子どもも増加傾向で、一人一人の特性や教育的ニーズに対応していくことが求められています。

さらに、不確実性の高いこれからの時代を生き抜くためには、自ら考え、主体的に行動して、責任を持って社会変革を実現していく力を身につける必要があります、その基礎となる力を育むためには乳幼児期の保育・教育の質が重要であることが明らかになっています。

<主な施策>

- ①子どもの育ちの連続性を保障する保育・教育の推進
- ②子どもの社会的自立に向けた就学前からの教育の充実
- ③共生社会を目指すインクルーシブ教育の充実

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策①	●子どもの発達や学びの連続性を保障する保育・教育の質の向上	・ 保幼小架け橋期プログラムの実施において PDCA サイクルによる評価と改善・実践を繰り返して、長期的な計画の明確化と質の向上を図ります。 ・ 就学前教育・保育施設における「横の連携」による学び合いや、保育園、認定こども園と小学校間の「縦の連携」を強化して保育・教育の質の向上を図ります。
主な施策②	●「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いた重点事項に基づく保育の実施	・ 就学前児童が豊かな生活体験を通して、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生えなどの「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」をもとに子どもの成長を育む取組を推進します。
主な施策③	●一人一人の子どもの特性や教育的ニーズに応じた支援体制の充実	・ 就学前から義務教育修了まで一貫して、子どもの個別の特性とニーズに対応する個別最適な支援を行うための校区内保幼小中の連携体制を構築します。 ・ 教育支援センター「ふれんどる一む」と校内サポートルーム等との情報共有と連携を強化して、子ども一人一人に寄り添う支援を行います。

施策の方向(2)たくましく生きる人間力を培う教育の推進

【背景と課題】

現代の子どもたちは、身体的な発達に比べて、精神的・社会的側面の発達が遅れがちで、自己肯定感をもてない、将来に希望を持つことができないといった子どもの増加が指摘されています。また、社会環境や保護者の意識の変化などを背景に、基本的な生活習慣を十分に身につけられずにいる子どもも増えています。

子どもたちが将来自立した大人になるうえで、基本的な生活習慣の定着や心身の健康、道徳心や人権意識を持つことは、社会人としての基礎となります。そのうえで、希望を持って自律的に未来を切り拓いて生きていくために、日常の教育活動を通して、学ぶ面白さや学びへの挑戦の意味を体得させるとともに、多様な体験活動により社会への関心を高めたり社会との関係を学んだりすることが社会で活躍するための基盤づくりになります。

子どもたちが「生きる力」を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育が強く求められています。

<主な施策>

- ①確かな学力と実社会や自己の将来とのつながりを見通した学びの展開
- ②豊かな心の育成と一人一人の多様性を認め尊重する価値観の醸成
- ③健やかな心身の醸成と増進
- ④多様な図書館サービスの充実

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策①	●「探究」を核とした個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	・子ども自らが環境に関わり、自発的な活動が生き生きと豊かに展開されるように、人、物、場などの環境を計画的に構成した教育・保育に取り組みます。 ・保育・就学前保育において、絵本の読み聞かせ、「かるた」「しりとり」等の遊びを取り入れて、子どもが遊びや生活、活動などを通して、ことばの獲得やことばへの関心を高めるなど「ことば」の力を育む取組を行います。 ・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などの学習の基盤となる資質・能力の確実な育成に向けた取組を充実させます。 ・インターネット端末やクラウド等を活用して、いつでも、どこでも自立的に学びを進められる学習機会の保障に努めます。 ・キャリアチャレンジデイ・キッズチャレンジデイを始めとする多様なキャリア教育の機会を拡大します。

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策②	●人権教育、道徳教育の充実と特別活動や生活・総合的な学習の時間との連携	・他人とともに協調し、相手を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む人権教育、道徳教育を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進します。
主な施策③	●基本的な生活習慣の定着と心身の健康の増進	・学校運営協議会、地域学校協働活動及び保護者との連携を強化して、子どもたちが将来自立した社会人となるための協力体制を築きます。 ・子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、保幼小中が連携して一貫した取組を推進します。 ・子どもの体力向上に寄与する効果的な体の動かし方について学ぶとともに、日常の保育等の場で実践します。 ・成長の記録（運動能力を含む）等のデータ化とその活用により子どもの健やかな成長の実現につなげます。
主な施策④	●多様な図書館サービスの充実	・レファレンスサービス ⁵ の機能を向上するために、職員の資質向上、担当者の配置、レファレンスサービスの活用に向けた情報発信などを行い、市民の探究的な読書活動を促進します。

⁵ レファレンスサービス：図書館において、調べたいことや探している資料などの利用者からの質問に対して、必要な資料・情報を案内するサービスのこと。図書の所蔵の有無はもとより、関連資料の紹介や他機関所蔵資料の探し方、新聞記事や雑誌記事、論文などの探し方などの支援も行う。

施策の方向(3)活力ある保育所・学校づくりの推進

【背景と課題】

教職員の長時間労働が問題となるなかで、教職員がしっかりと子どもと向き合う時間を確保するための働き方改革とともに、風通しのよい職場づくりを行い、心身ともに健康で生き生きと働くことができる職場環境をつくることが大切となっています。

また、学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子どもたちの生きる力を育むためには、地域住民等の参画・協力が必要であることから、本市では「地域に開かれた学校づくり」を積極的に取り組んできました。地域の資源や人を活用することにより、学習の内容がより豊かになる特色ある学校づくりを一層進めることが求められています。

<主な施策>

- ①全ての保育所と教育施設における組織力の向上
- ②保育者・教職員等の資質・能力の向上
- ③資質・能力の基礎を培う就学前教育と特色ある学校教育の推進

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策①	●就学前教育・保育施設・学校組織のマネジメント力の強化	・就学前教育・保育施設間の交流や日常的な保育活動において保育士・教員同士が学び合い高め合う仕組みづくりを進めます。 ・保育士だけでなく、異なる知見を持つ人材（親育ち・特別支援保育コーディネーター、県の幼保支援スーパーアドバイザー、親育ち支援アドバイザー）等を活用し、質の高い保育の実践につなげます。 ・校務のデジタル化及びコミュニティ・スクール等を活用した働き方改革を推進します。 ・教員同士が主体的に学び合い、組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」の体制を強化します。
主な施策②	●保幼小の連携と小中一貫教育の推進	・園長校長合同研修会、学びをつなぐ学校づくり研究会など保幼小連携や小中一貫教育の推進につながる研修を充実させます。 ・保育所保育指針及び幼稚園教育要領の目的を全ての保育士・教員が理解して共通認識のもと一貫した指導方法を実施します。
主な施策③	●地域性や学校の特長を生かした学校教育の実現	・中学校区ごとに策定したグランドデザイン⁶に基づいて、それぞれの地域性や特長を最大限に生かして、教育活動に資する地域資源の効果的な活用による特色ある学校教育を進めます。

⁶ 各中学校区のグランドデザイン：(鏡野中学校区)主体的、対話的で深い学びの姿を実現する小中一貫教育研究。(香北中学校区)グローバル人材の育成を目指したIB教育研究。(大栃中学校区)イエナプラン教育の考え方を取り入れた「魅力ある教育課程の編成」の研究

基本目標2 市民が協働し、ともに支え合い、高め合う地域社会の構築

施策の方向(1)香美市の宝(人・自然・もの・こと)を生かしたふるさと教育の推進

【背景と課題】

グローバル化が進展するなかで、子どもたちが将来、様々な国や地域の人々と交流するうえで、互いの歴史や文化の違いを尊重し合う関係を築くためには、まず自分の生まれ育った地域の歴史や文化を知ることが重要です。一方、地域での人間関係の希薄化や地域への関心の低下などは、子どもたちが住んでいる地域の歴史や文化、自然などについて学ぶ機会の減少につながっています。

子どもたちが郷土の自然や人、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た様々な体験を通して、ふるさとのよさを発見し、ふるさとへの愛着心や誇りを持つことができるようになります。ふるさとによって育まれる豊かな心を受け継ぎ、子どもたちがよりよい生き方を求めて、感動や知的な好奇心を喚起するふるさと教育活動の一層の推進が必要となっています。

<主な施策>

- ①郷土への愛着と誇りをもち地域の将来を担う人の育成
- ②地域の伝統文化を生かしたまちづくり

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策①	●香美市ふるさと教育の推進	・子どもたちが確かなふるさと観を語れるようになり、地域の一員として伝統や文化をよりよく継承し発展させていこうとする意欲を持てるように地域を核とした生活・総合的な学習の時間の質の向上を図ります。 ・地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々などの地域の財を活用した小小交流会、小中交流会を実施します。
主な施策②	●吉井勇顕彰短歌大会等の開催、史跡や名所をめぐる探究ウォーキングの実施	・本市にゆかりのある文化人にちなんだイベントや文化財を活用する体験イベントなど、市民が気軽に市の文化に触れる機会を提供します。

施策の方向(2)子育て・子育て・親育ち支援の推進

【背景と課題】

本市の就学前施設に在籍する障害児や児童発達支援を利用する児童数は、横ばいからやや増加傾向で推移しており、障害を持つ子どもに対する保育支援の必要性は以前にも増して高まっています。

障害児保育では、様々な障害を持つ子どもを受け入れ、それぞれの発達状態や障害の程度に応じて必要な保育を実施しますが、保育士が担う役割は、子どもが持つ障害や発達の遅れに対する知識を持つことと障害に配慮しながら成長を促すサポートをすることです。保育士には、そうした役割や障害児との関わり方についても深い理解が求められています。そのため、障害児保育での経験が豊富な保育士の配置や、さまざまな障害に対する専門知識を持つ保育士を増やすといった対策は必要不可欠であり、障害児を受け入れるうえで支援しやすい環境を整備していくことは責務となっています。

また、親自身が自分の子どもを持つまでに小さな子どもと接する機会が少ないことや共働き家庭の増加などにより、保護者の子育てに対する負担感は増加している傾向にあり、地域で子育て家庭を見守り、子育てを支える体制が必要となっています。相談支援や子育て支援を充実することで、保護者が安心して、子どもを育てられるような地域社会づくりが求められています。

<主な施策>

①親育ち支援と地域教育力向上の推進

②地域子育て支援の充実

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策①	●特別の支援を必要とする子育て家庭への専門的な支援	・加配保育士・教員によるきめ細かな保育・教育体制をつくるとともに、保護者からの相談に対して適切な対応ができる専門性の向上を図ります。
主な施策②	●子育て支援センターでの相談事業	・子育て中の保護者の不安や悩みに対応するとともに、保護者同士の交流機会の拡大を図ります。
	●ファミリー・サポート・センターの活性化	・様々な機会をとらえて会員募集を行うとともに、参加者の利便性を考慮した入会説明会の開催、援助会員の養成講習、会員交流会などを行うことで会員増加を図り、活動の活性化につなげます。
	●放課後の子どもたちの居場所づくりの拡充	・放課後子ども教室の拡充等により、放課後の子どもたちの居場所づくりを充実させます。

施策の方向(3)市民協働による学びの場の充実

【背景と課題】

本市の小中学校では、学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組みを取り入れています。例えば大柘中学校区では、保育園・小学校・中学校による物部コミュニティ・スクールが物部地域学校協働本部(物部っ子を育てる会)との両輪で、地域の子どもの育てる体制をつくるなど、それぞれの中学校区で地域ならではの創意工夫を生かした協働活動が進んでいます。こうした地域における教育活動に、より多くの市民が関わられるような工夫が求められます。

人生100年といわれる時代にあって、生涯学習の拠点である公民館や図書館においては、市民に対して多様な学びの機会を提供するとともに、市民が役割を持ってまちづくりに関わることができる仕組みづくりも必要となっています。

<主な施策>

- ①地域との連携・協働による地域特性を活かした教育の推進
- ②地域住民の参画による地域・学校の活性化
- ③公民館活動の新たなニーズへの対応と充実

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策①	●地域とともにある、地域のための学校づくりの質的向上	・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を通して地域と連携した取組の充実と特色ある学校づくりを進めます。
	●魅力ある地域学校協働活動の発信	・地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動の魅力を発信します。
主な施策②	●地域等との連携による子どもの健全育成活動	・地域の行事への参加を通じて、子どもたちが協調性を養い、感動体験や達成感を得ることができる機会を提供します。
主な施策③	●公民館市民セミナーの充実	・市民のニーズに応じた魅力あるセミナーを開催し、市民の学びの機会を拡大します。

基本目標3 夢を育み、新たな価値を創造する教育の展開

施策の方向(1)次世代社会を担う人の育成

【背景と課題】

劇的に変化するであろうこれからの時代を生きる子どもたちにとって、これまで通りのやり方ではなく、変化に応じた新しい対応を模索する場面が数多く訪れるであろうことは想像に難くありません。イノベーション⁷は、基礎的学力や人間力、コミュニケーション力などを土台にして、すでにある知識を結合や組み合わせることで得る新しい知識から生み出されるものです。多様な人との出会いや経験などによって得られる着想がイノベーションのきっかけとなります。市内に数多く存在する知の拠点を活用して、子どもたちの発想力を育む教育が必要です。

また、現代は多様な価値観が存在するなかで、一人一人の「判断する力」がより一層問われています。その力を育成するためには、多様な文化や価値観に触れ、ダイバーシティ(多様性)を前提にして、その上で自分自身の考えを持つことができるような機会が必要になります。

<主な施策>

- ①市内の多様な人と、高知工科大学や公共施設等の「知」を結集した質の高い実践的教育の推進
- ②地域社会に参画する教育活動の推進
- ③協働し、持続可能な社会の創り手を育てる教育の推進

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策 ①②③	●地域社会の課題(SDGs等)解決につながる実践的教育の推進	・ 知の拠点(香美市立図書館・高知工科大学・林業大学校・鍛冶屋創生塾や企業など)を活用した連携活動を推進します。 ・ 探究的な学びを実現するため、教科等横断的な教育課程編成を行い、資質・能力の育成に向けた深い学びにつなげます。 ・ 地域と世界それぞれの課題を視野に入れるグローバル⁸な視点を育成します。
	●多様な文化への理解と外国語教育の充実	・ 校種間交流会、外国人留学生等との交流会、香美市主催外国語交流会等の実施を通して多様な文化や外国語に触れる機会を提供します。 ・ 小・中・高校の校種横断的に言語や文化に対する理解を深める機会を提供し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成と外国語によるコミュニケーション能力を養成します。

⁷ イノベーション:全く新しい技術やアイデア・サービスによって、社会やビジネスモデルに大きな変革を与えることです。

⁸ グローカル:「global(地球規模の)」と「local(地域的な)」を合わせた造語で、地域性を考慮しながら地球規模の視点で考え、行動することを表した言葉です。

施策の方向(2)市民一人一人がよりよく生きるまちの実現

【背景と課題】

現代は、全ての人々の幸福の上に経済や将来が成り立っているという考え方が広がっています。そして、物質的な豊かさだけでなく、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態を幸福ととらえて、人々の心の豊かさや生活の満足感を示す概念であるウェルビーイングが重視されるようになってきています。

地域においては、信頼できる人間関係に基づく相互交流や生活の満足度を高め、心を豊かにする時間を多く持てることが市民のウェルビーイングにつながると考えられます。誰もがスポーツや芸術文化による楽しみや喜びを享受し、一人一人が対等で、互いを尊重し合う人間関係をつくるための取組が求められています。

<主な施策>

- ①スポーツを楽しむ機会の提供
- ②市民と行政が一体となって取り組む人権尊重のまちづくり
- ③芸術文化にふれあう機会の拡充

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策①	●運動競技だけでなく、身体を動かすことを含めた「スポーツ」を楽しむ環境・体制の充実	・安心、安全なスポーツ競技の拠点となる施設や設備の整備を進めます。 ・子どもの興味・関心に応じた多様なスポーツ体験の機会を充実させるとともに、様々な世代の市民が一緒に参加できるスポーツの機会を提供します。 ・中学校部活動の指導を含め、地域指導者との連携体制の整備に努めるとともに、将来にわたり市民のスポーツ活動を支える指導者等の育成を推進します。 ・地域の資源・特性をいかしたスポーツ活動を推進します。
主な施策②	●全ての人が尊厳を保障され、一人一人の人権を尊重する人権意識を高揚するための取組の推進	・人権講演会、映画上映会の実施及び高知県人権研究大会への参加を通して、市民の人権意識が高まるよう取組を推進します。
主な施策③	●市内で芸術文化に触れる機会の充実	・芸術文化に触れることで豊かな創造力・想像力や思考力、感性を養い、生活の質を高められるよう、市立美術館ややなせたかし記念館などの場を活用し、あらゆる世代の市民を対象に、芸術文化を鑑賞・体験する機会を提供します。

施策の方向(3)地域社会をともに創造する場の充実

【背景と課題】

本市は、市内に保育園から大学までの教育機関がそろうという恵まれた教育環境を生かして、それぞれの学校間の連携を密にして、協働による質の高い教育実践により子どもの連続した育ちを保障する教育を行う「香美市学園都市構想」を掲げています。そして本市が実践する「よってたかって教育」は、子どもたちの社会的自立に向けた基盤となる能力や態度を育てるだけでなく、市民一人一人が教育の主体となり、生涯にわたって学び続け、心豊かな人生を送ることを願う取組でもあります。

あらゆる年齢層の市民に対する教育活動を通じて、誰もが暮らしやすく持続可能な地域社会の創造を目指す必要があります。

<主な施策>

①香美学園都市の充実

②子どもが社会に意見できる場の設定や主権者教育の推進

③いつでもだれでもデジタルスキルを習得・活用できる環境の整備

④市民や企業の参画による図書館活動の活性化

	施策別主な取組	具体的な取組内容
主な施策①	●よってたかって生涯学習フォーラムの実施	・市民の一人一人が主人公である、よってたかって教育を一層浸透するために、よってたかって生涯学習フォーラムの充実を図ります。
	●山田高等学校・山田特別支援学校・高知工科大学生による保幼小中学校との交流・活動の推進	・小中学生の学びを深めるために、山田高等学校、高知工科大学による小中学校への学習支援活動を充実させます。 ・保育園児が多様な人との出会いと体験ができるよう、山田高等学校生徒、山田特別支援学校児童生徒、高知工科大学生との交流活動を充実させます。 ・山田高等学校、高知工科大学の協力を得て、子ども科学教室を開催し、子どもの探究活動の機会を拡大します。
主な施策②	●子どもが意見表明する場や当事者意識をもって行動できる場の設定	・子どもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するために子ども議会を開催します。
主な施策③	●デジタルスキル講習会の実施	・誰もが一定のデジタルスキルを身につけることができるよう、参加者に応じた内容の講習会を開催します。
主な施策④	●図書館ボランティア活動の推進及び雑誌スポンサー等の拡充	・図書館ボランティアや雑誌スポンサーを増やすことで、市民に開かれた図書館活動を展開します。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画における施策を総合的に推進していくために、教育委員会と市民部局が調整を図りながら、庁内関係部署との緊密で効果的な連携体制を構築します。

また、就学前施設、学校、保護者、地域が一体となって、子ども中心の視点を共通のものとして、一人一人の子どもに最善の教育となるよう取り組みます。

2 市民や多様な団体・機関との協働

広く市民や教育機関、各種団体、ボランティア、NPO、企業などを巻き込んだ「よってたかって教育」をより一層推進することで、香美市全体で教育に取り組む環境づくりを推進します。

3 計画の進行管理

本計画を効果的にかつ着実に推進するために、毎年度事業の進捗状況を把握して、内部評価と外部評価を実施し、広く市民に公表します。その結果から改善点を明らかにし、新たな取組につなげていくPDCAサイクルを回して、計画の目標の達成を目指します。

令和6年6月14日

令和6年度 第1回社会教育委員会（事業説明資料）

1 よってたかって生涯学習フォーラム

（1）令和5年度の実績報告

項目/回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
実施年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催日	H31.1.26	R1.9.28			R5.2.17	R6.2.17
参加団体数 （個人含む）	48	47	コロナ中止	コロナ中止	44	107
参加人数 （来場者含む）	2,600	3,926			1,803	3,628
会場数	山高だけで開催	6会場にて開催			3会場にて開催	6会場にて開催

（2）令和6年度の実施に向けて

- 実施日 令和7年2月15日（土）
- 目 標 参加者（プレーヤー）及び当日来場者数の増（対前年比増）
- 強化策 ◆「Kami プロジェクトアワード」の充実
子どもから大人までが積極的に参加できる仕掛けとして、生涯学習振興課が「探究講座（仮称：Kami-PBL クラブ）」を開講（予定）
◆広報活動の強化（SNS 等の活用）

2 英語教室【公民館事業】（令和6年度__新規事業）

中学生（1年～3年生）を対象とした英語講座で、検定3級合格を目指す講座を展開する。

（1）実施内容 5月25日（土）中央公民館にてスタート（年間20回開催予定）

（2）受講者 ◆鏡野中学校（10名）1年生6名、2年生1名、3年生3名
◆香北中学校（7名）2年生2名、3年生5名 合計17名

（3）指導スタッフ

- ◆アドバイザー 高知工科大学 長崎教授
- ◆メイン講師 山田高校英語講師1名
- ◆アシスタント 高知工科大学学生5名

3 グローバル人材育成事業（令和6年度__新規事業）

香美市の中学生を対象とした英語合宿を開催する。（予定）

- 複数の中学校から、英語好きを集めた合宿にする。
- 英語学習だけでなく、他者理解をはじめ様々な文化を学ぶ機会とする。
- 高知工科大学や山田高校への留学生の協力も不可欠である。
- 現在、高知工科大学の長崎先生と計画中である。（実施は2学期以降になる予定）

4 部活動指導協力者の派遣事業（令和6年度__新規事業）

市内3中学校の部活動（体育・文化）に専門的指導を行える人材を派遣し、地域のスポーツ・芸術文化活動の活性化を図る。

【派遣状況】5月末時点

中学校名 / 分類	体育系部活動	文化系部活動
大栃中学校		吹奏楽部（1名）
香北中学校		吹奏楽部（3名）
鏡野中学校	卓球部（1名）	吹奏楽部（3名）

香美市立図書館 運営方針と運営計画 の位置づけ

図書館法

図書館の設置及び運営に
関する望ましい基準

長期的な基本
の考え

運営方針

基本的な方針

サービス方針

蔵書構築方針

具体的
にやる
こと

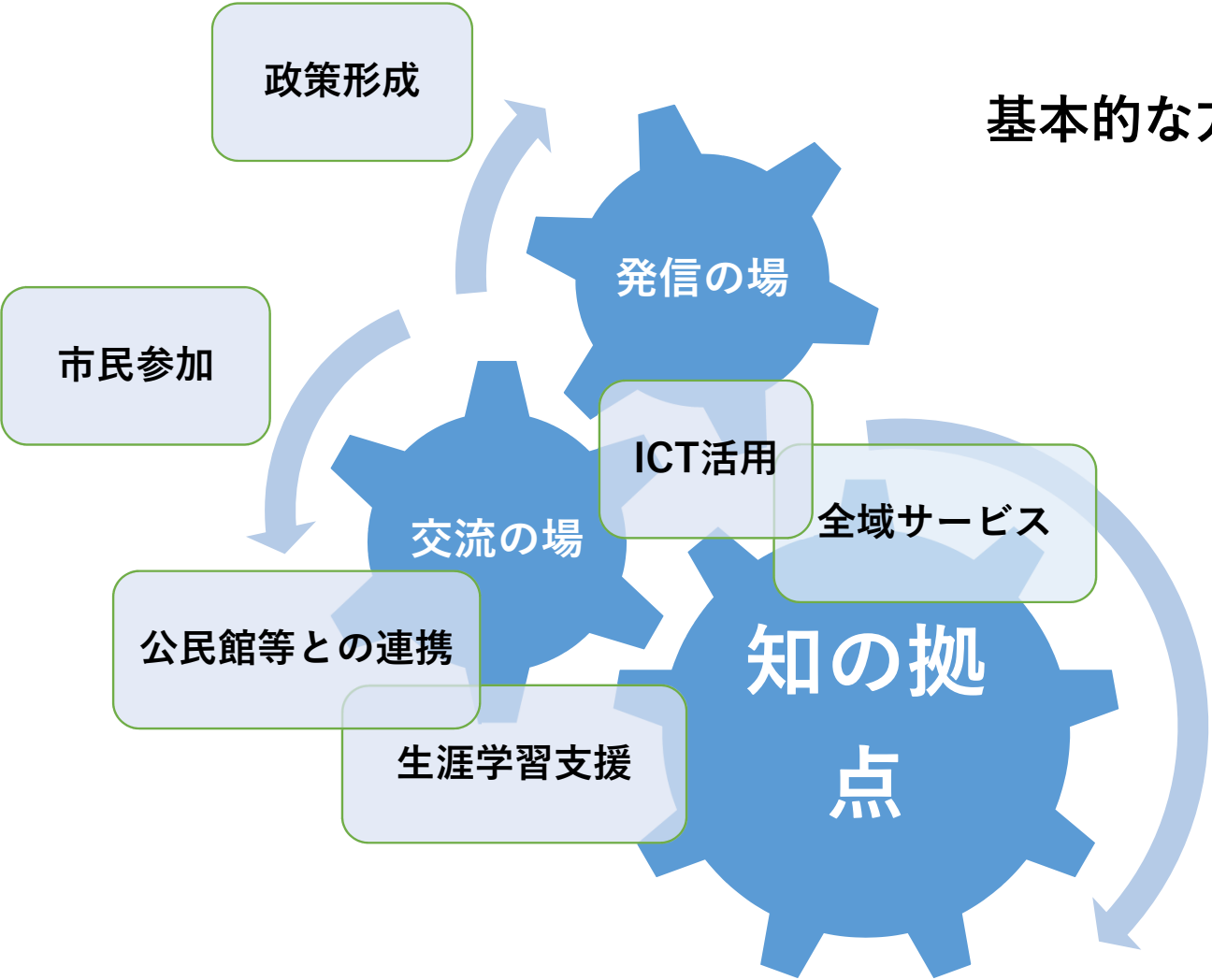
運営計画
(5年ごと)

サービス計画

蔵書構築計画

香美市教育振興基本計画・他

基本的な方針のイメージ



サービスと蔵書構築を一体化した方針

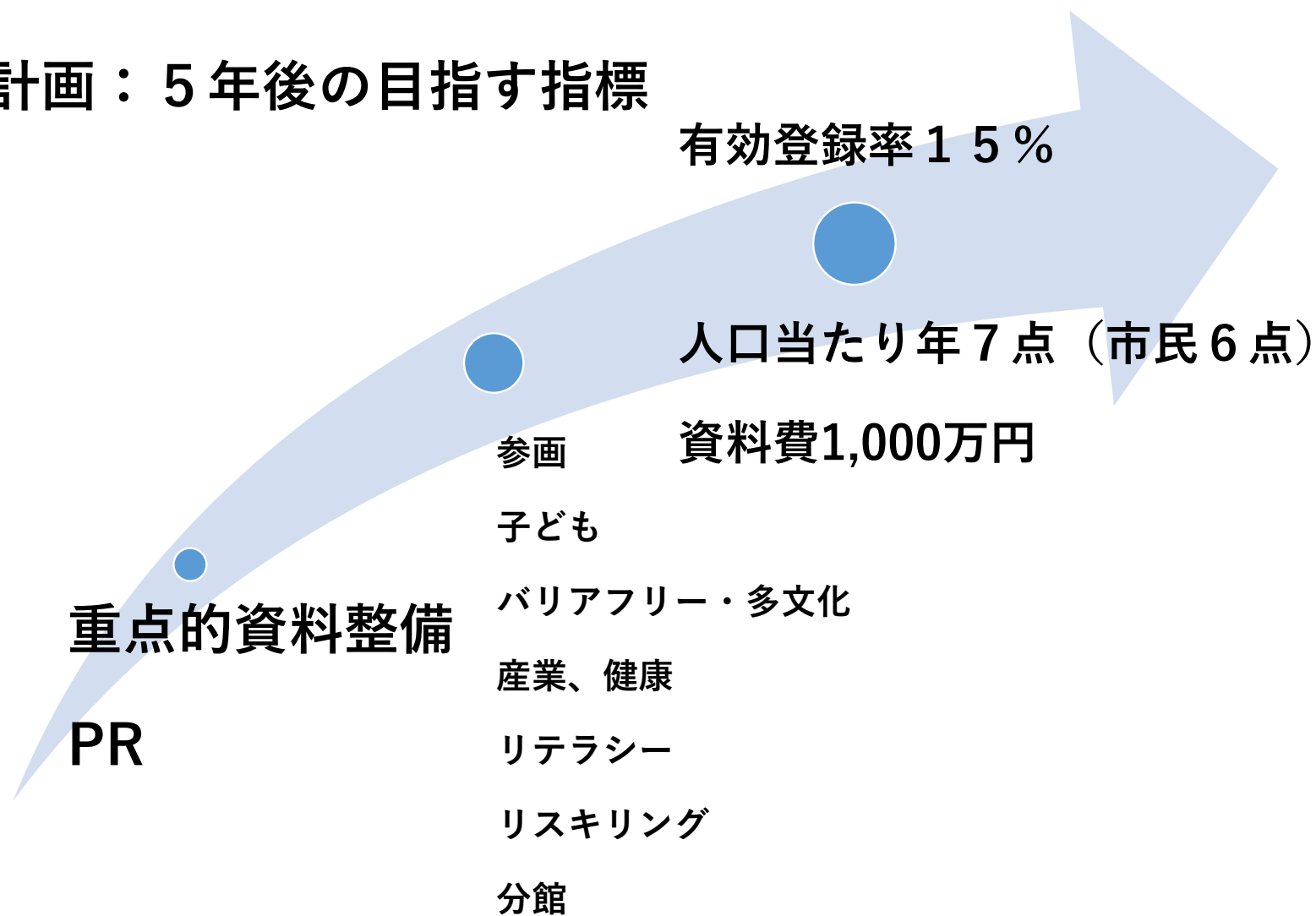
目的→蔵書構成

- ・ 日常・実用
- ・ 楽しみ・教養
- ・ 仕事・産業
- ・ 地域
- ・ 子育て・教育
- ・ バリアフリー

方法

- ・ 貸出し
- ・ レファレンス・サービス
- ・ 情報リテラシー向上支援

運営計画：5年後の目指す指標



香美市立図書館運営方針

1 根拠

図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)では、「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。」(第 7 条の 2)とされ、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号)が定められている。この中で、市町村立図書館の基本的運営方針及び事業計画について、次のように述べられている。

(以下、引用)

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一)基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(引用終わり)

この規定に基づき、香美市立図書館基本的運営方針を定める。この運営方針のもとに運営計画を策定し5年毎に改訂する。

2 運営方針及び運営計画の策定にあたって考慮するもの

「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の他、次の法律の定める事項を実現できるように努めるものとする。

文字・活字文化振興法(平成 17 年法律第 91 号)

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第 49 号)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成 2 年法律第 71 号)

また、法律の他、次の目標・計画等の定める事項の実現に努める。

日本図書館協会 公立図書館の任務と目標(2004 年 3 月改訂)

これからの図書館の在り方検討協力者会議 これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)(平成 18 年 3 月)

ユネスコ 公共図書館宣言(2022 年)

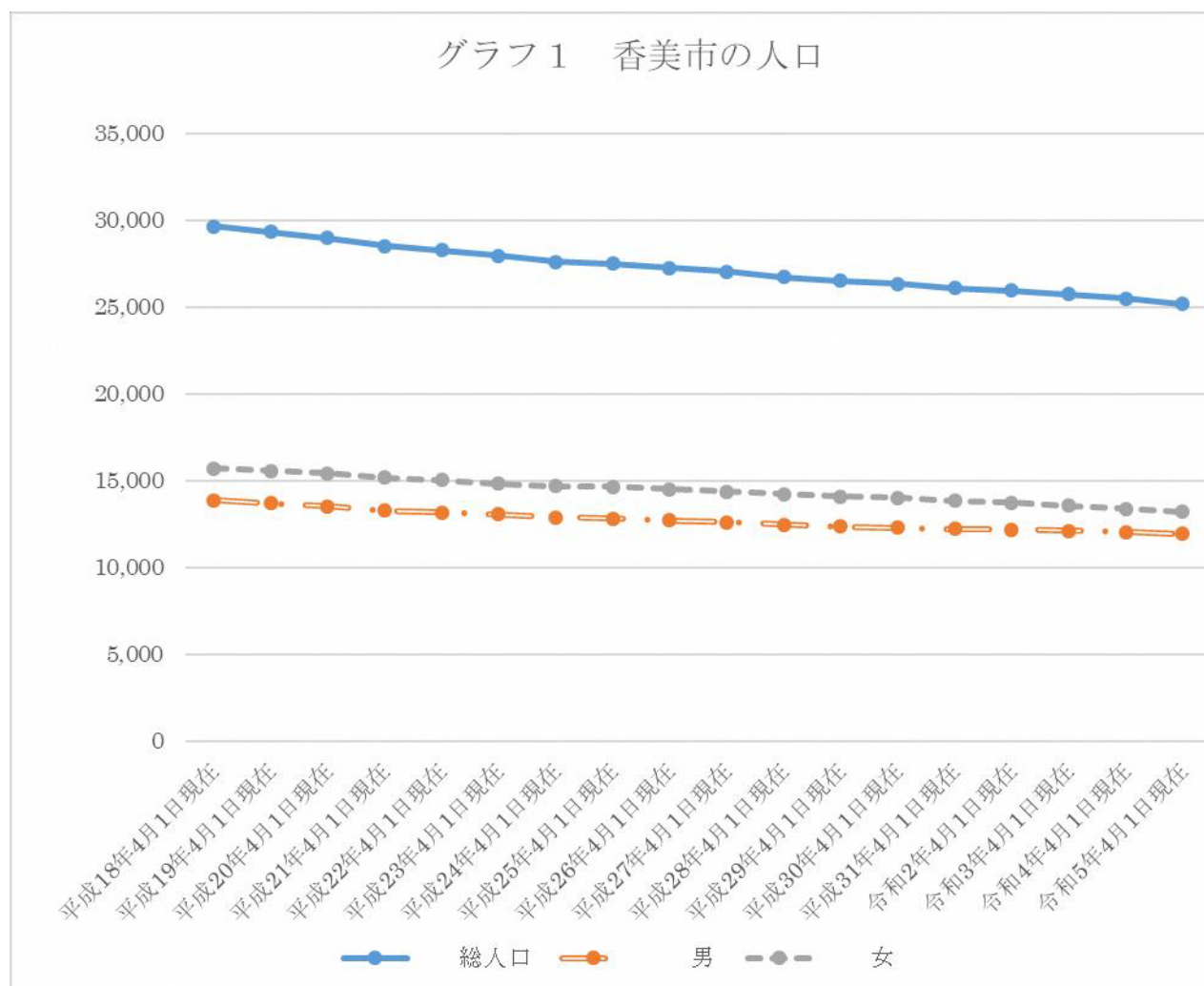
第 3 次香美市子ども読書活動推進計画(令和 2 年 3 月)

第 2 期香美市教育振興基本計画(令和 5 年度策定)

第 2 次香美市振興計画 後期基本計画(令和 4 年 3 月)

3 長期的な数値目標

香美市の人口変化は、次のグラフ1のようになる。長期的には、約 2 万人未満まで減少しそうな見込みである。なお、香美市では、平成 28 年以降、転入が転出より増えていることも考慮して、2060 年時点で維持する人口目標を 19,400 人としている(平成 29 年 3 月策定『第 2 次香美市振興計画』14 頁)。



「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では数値基準が定められていないので、日本図書館協会の「公

立図書館の任務と目標」により長期的な資料費の数値目標を次のとおり設定する。人口 1.94 万人として、段階的にこの目標まで近づけていく。

・資料費 最低 1,000 万円 + $(18,100 - 6,900) \times 796$ 円 + $(19,400 - 18,100) \times 442$ 円 = 19,489 千円
(千円未満切り上げ)

※最低の資料費を 1,000 万円とし、人口 6,900 人以上 18,100 人未満は 1 人につき 796 円、18,100 人以上 46,300 人未満は 1 人につき 442 円を加算していくとされている。なお、令和 5 年度の香美市立図書館全館の資料費(新聞・雑誌含む)は 8,501 千円である。

また、利用の目標としては、まず、人口の 3 分の 1 の登録を目指し、長期的には過半数になるように努力する。年間の利用目標としては、登録者が平均月 2 冊、年 24 冊借りるとして、まず一人当たり平均 8 冊を目指し、長期的には平均 12 冊を目指す。

4 運営方針の構成とサービス計画・蔵書構築計画との関係

第 1 次サービス計画中的の方針的な部分及び、収集方針を練り直し、図書館のあり方を示す基本的な方針と、それに基づく、サービス方針、蔵書構築方針を定める。

サービス方針と蔵書構築方針を含む運営方針全体に基づき、サービス計画と蔵書構築計画を策定する。この計画の実施期間は 5 年間とし、5 年ごとに見直しを行い改訂する。

5 基本的な方針

(1) 知の拠点

人間は知らなければ、適確な判断をし、行動することができない。そのため、人間は知るための「資源」を必要とする。このような「知的資源(知識資源)」には、

- ・家族、友人、学校の先生、職場や地域の人などが持っている知識・情報
- ・家庭や職場等にある本・雑誌・新聞・DVD、文書・資料
- ・インターネット(ウェブサイト、メール、SNS、対話型 AI、IoT 等)により入手できるデータ・情報・知識などがある。

しかし、上にあげた知的資源だけでは、どれが正確か、あるいは、適切か判断することが難しい。本・雑誌・新聞等の商業出版物は、商品の性格としては、より売れるよう(面白い、興味をひく)にできていると言えるが、そればかりではなく、プロフェッショナルの編集者の手が入ることにより、正確さ等に責任を持って作られている。

従って、これらの本・雑誌・新聞等を断片的にではなく、本格的な購入予算によって方針や計画を持って収集・構築された図書館の蔵書は、それを適確に提供できる司書がいれば、信頼性の高い知的資源として機能する。

本・雑誌・新聞等の量は膨大であり、単独の図書館でまかないきれものではない。そこで、図書館は、お互いに、資料の貸借や文献調査(レファレンス)の協力を行っているが、これらの総合した力も、地域

にその拠点となる図書館がなければ成立しない。

これが、公共図書館が地域の情報センター、地域の知の拠点と呼ばれる理由である。香美市立図書館は、より広い図書館のネットワークを背景に持つ、香美市における知の拠点として、地域の課題解決や文化の向上に資する。

(2) 交流の場

従来の図書館像は、情報・資料の提供で終わってしまうことが少なくなかった。しかし、図書館という「場」は、特定の意図で招集しなくても、同じ主題の情報や知識を求めて、人が集まるところである。

図書館という「場」を共有することによって、単なる「言い合い」ではない、情報や知識に基づいた「論議」ができる。また、対立関係にない場合は、お互いに対話や交流が生まれる。これが、さらに発展すれば、今までなかったアイデアをその交流によって発見したり創造したりすることもある。

また、図書館は、会社や学校のような上下関係や義務的關係もなく、家庭のように人間関係が固定したところでもないサードプレイス(第 3 の場)、自由な空間である。そのため、不登校の児童・生徒など、一定の社会関係の下では居づらい人々も気軽に來ることが出来る貴重な「アジュール」(既存の社会関係から自由なエリア)、自由な人間関係による自由な学習空間(ラーニング・コモンズ)となっている。そのため、「クリエイティブな場＝つくる場」として地域に大きな価値をもたらすエネルギーを秘めた場所となる可能性を持っている。

香美市立図書館は、市民の交流や、図書館運営へのボランティアその他の参加・参画を促進し、情報や知識の蓄積を地域に活かせる「交流の場」となることを目指す。

(3) 発信の場

交流の場としての図書館が活性化すると、その図書館から、また、図書館を活用した活動から、新たなものを地域から発信することができる。それは、その地域にとどまるものではなく、全国・世界に向けての発信となる。このような発信により、地域の魅力が伝えられ、移住等の転入を増やしていくこともできる。

図書館は、このように、ローカルなコミュニケーションをグローバルなコミュニケーションに、グローバルなコミュニケーションをローカルなコミュニケーションに変換することができる。図書館のサービス、それを利用した活動によって、地域の魅力を増し、地域の価値を高めることができる。

香美市立図書館は広い視野に立って、新しい「知」を発信する場となることを目指す。

(4) 市民が参画し、市民で創り上げる持続可能な図書館

以上のような図書館を実現するためには、これで完了ということではなく、常に新しい持続可能な図書館でなければならない。行政としてこの認識をはっきり持ち、安定的な図書館の予算を確保するよう努力するとともに、寄付やクラウド・ファンディング、サポーター、ボランティア等の市民の多様な参画も促し、市民で創り上げていく図書館を目指す。

(5) 市の政策を下支えする図書館

行政では、担当部署がそれぞれ政策を実施していくが、現代は、国の政策メニューに乗るだけでなく、

地方が自ら調べ、自ら考え、お互いに話し合っ、自ら立案し、自ら組織化し行動していくことが求められている。

図書館に豊富な情報・知識の資源(図書・雑誌・新聞やデータベース等)があれば、政策の立案や実施に有効となる。

また、香美市立図書館は土曜・日曜も通常は開館しているので、市役所と相互協力することにより様々な情報提供ができる。香美市立図書館としても、議会・行政・市民の研究・調査、政策立案(提案)や実際の方策の検討に役立つ資料を意識して選定し、普及する。

(6) 生涯にわたる一貫したサービスの提供

公共図書館は0歳から高齢者までみんなの生涯学習の中核施設である。人間は自己実現(自分自身が満足し納得のいく自己を実現するとともに、社会的又は文化的に、働き、発見、価値の創造・提供、メッセージの伝達、スキルや文化の継承、思想その他の形で貢献していくこと)の欲求を各ライフステージ(児童、青年、成人、高齢者)で持っているが、それに応えられる知識・情報の資源(図書・雑誌・新聞・データベース等)を有するのが図書館である。

人生の初期から、本を読む喜び、知る喜び、学ぶ喜びを体験し、その中で、自分の目標や楽しみ、生きがいを見つけ、それらを実現していく方途や、うまく行かなかった時の適応の知恵を生涯にわたる図書館利用を通じて得られるようにするのが公共図書館の使命のひとつである。

香美市立図書館は様々なサービスを個々ばらばらに行うのではなく、このような理念のもと体系的に蔵書とサービスを提供していく。

(7) 香美市全域へのサービス

香美市は土佐山田町・香北町・物部村が合併した広い市域を有している。令和4年11月に開館した「かみーる」は土佐山田町域にあるが、香美市全体の本館的な役割を担い、香北、物部には分館が設置されている。分館の規模は小さく、「かみーる」やオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)等から資料を取り寄せることもできるが、直接、目に触れることのできる蔵書は限られている。

分館においても、蔵書やサービスの充実が求められ、それに必要なスペースの確保も課題のひとつである。

現在も、アウトリーチ・サービス(図書館から遠いところの人や来館が困難な人へのサービス)として、市内各所に配本等を行っているが、その中継ポイントとしての分館の充実も求められる。

また、情報通信技術を活用して電子書籍やデジタル化資料の提供を行うことによって、来館しなくてもスマートフォン、パソコン、タブレット端末等があれば利用できるサービスを構築していくことも全域的なサービスの提供手段のひとつとなる。ただし、情報機器の利用が苦手な人や視覚障害その他の障害にも配慮したサービスが求められる。そのため、香美市立図書館単独では実現が容易ではないこともあるため、他図書館、各種機関・団体、大学、企業等とも連携して、香美市の実態に即しながらも将来のあり方を先取りするサービスの実現を目指す。

(8) 情報通信技術(ICT)の積極的活用

日本では、公共図書館でのコンピュータ・システムの利用は1970年代から始まり、おおむね、1980

～1990 年代に全国に普及した。高知県での普及は 2000 年代以降にまでずれこむが、貸出の管理や蔵書の検索などには、多くの公共図書館が対応するようになっている。

21 世紀に入ってから公共図書館での情報通信技術の活用は、資料そのもののデジタル化、電子書籍やデータベースの提供、セルフ・サービス、自動化書庫の導入などが主なものになってきている。また、人工知能のレファレンス・サービス(調べものの案内)支援への導入や蔵書点検等へのロボットの導入なども実験や試験的導入が行われ始めている。

しかし、課題も少なくない。特に大きな課題としては、著作権に関するものと、デジタル・デバイド(デジタル情報の利用に関する格差、隔絶)に関するものがある。

具体的には、公共図書館では、著作権が制限され、著作物の部分(半分以下)の複製、おはなし会での読み聞かせなどが無許諾で行えるが、インターネットによる配信などの「公衆送信」については、許諾や権利料等の支払いが必要となる。そのため、公共図書館での電子書籍サービスについても、限定された書籍のみ、かつ、紙の書籍の数倍の価格を支払うことが必要となっており、全国でも、なかなか導入が進まない理由のひとつとなっている。

また、情報機器は障害者や高齢者にとって必ずしも使いやすいものではない。そのため、これらの人々と他の人々との情報機器の利用は、目立って利用率の違いがある。

これらの課題も踏まえ、「読書バリアフリー法」(「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」令和元年法律第 49 号)も意識して必要な対応も行い活用を進めていく。

(9) 公民館等の社会教育・生涯学習・文化施設との連携

講座・展示に合わせて、関連資料を収集し展示・貸出しを行うなど、相互に効果があがる取組みを行う。また、ブックリストやパスファインダー(特定のテーマについて調べ方や主要な情報源を案内したもの)の提供を行う。

6 サービス方針

(1) サービスの目的

次にかかげることについて、図書・雑誌等により調べたり、学んだり、楽しむことができるようにする。

(ア) 日常生活

- ① 料理
- ② 掃除、洗濯
- ③ 修理・修繕
- ④ 家計管理
- ⑤ その他、日常生活上の困りごとについて、解決法を調べられるようにする。

(イ) 子育て・教育

- ① 家庭等での育児・教育
- ② 地域での育児・教育
- ③ 保育・育児支援等に関わる人が知識・スキルを高められる情報
- ④ 学校他広く教育関係者に資する情報

⑤ 行政の子育て支援策に資する情報

(ウ) 仕事・事業・生業・産業

- ① 事業計画
- ② 労務管理・人事管理
- ③ 財務・会計
- ④ 効率化
- ⑤ 品質管理
- ⑥ 工程管理
- ⑦ 法務
- ⑧ イノベーション・経営革新
- ⑨ デジタル化・情報管理
- ⑩ 各産業の専門的知識の入門・概論…詳論はオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)、大学図書館から協力貸出しによる資料を提供する。ただし、地場産業(地元で重要な産業)については、専門的な内容でも、香美市の図書館で一定水準の知識が得られるようにする(後述)。
- ⑪ 就労(就職)・就労支援
- ⑫ 研修・キャリア管理

(エ) 香美市の地場産業(特に農林業)

- ① 新規就業者に必要な情報・知識の提供
- ② ベテランがより完成度を高めるために必要な情報・知識の提供
- ③ ベテランであっても、新たに習得・更新が必要な情報・知識の提供(農業のデジタル化、生物学的農業など)
- ④ その産業に直接必要な知識ではないが、関連知識として必要なものの提供

(オ) 防災・減災

東日本大震災以降、防災や減災に関する本は多数発行されている。すべて収集することは困難であるが、わかりやすく住民として対策を立てるのに参考になるもの、市の担当者等の参考になるものを中心に収集し、普及・提供する。

あわせて、各種支援制度等の配布用パンフレットも収集・配布する。

(カ) 移住・定住促進

移住を検討する人は大都市の人も少なくない。良い図書館があることは、移住者にとって大きな魅力のひとつとなる。経済的な不安ばかりでなく、教育・文化環境の良し悪しも移住先の選定の重要な要素となる。

さらに、移住者が定住に結び付くように、図書館を通じて相互交流や情報提供ができるようにする。

(キ) 社会保障その他、各種の制度

次のような各種制度について、一般の人向けにわかりやすい情報・知識を提供する。特に、困窮している人が、具体的に組み合わせて活用できる情報・知識を提供する。また、行政職員や関係者が業務・サービスの向上に役立てることのできる情報・知識を提供する。

- ① 年金

- ② 介護、福祉
- ③ 生活保護等
- ④ 失業保険
- ⑤ 税
- ⑥ 住宅
- ⑦ 各種支援制度等

(ク) 自治活動、地域活動、ボランティア活動等仕事以外の社会的活動

- ① 活動の担い手が、知識や技術を向上できるもの
- ② 行政や企業ではカバーできない分野の活動を知らせ、普及する。特に、困窮者の支援や、先進的な取組みに関するもの。
- ③ 他地域・海外の参考になる事例の情報・資料提供

(ケ) 政治・行政・司法

- ① 行政実務に役立つ情報・資料をオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)の支援・協力も活用して提供する。
- ② 議会(議員)活動に役立つ情報・資料をオーテピア高知図書館(県立図書館・高知市立市民図書館)の支援・協力も活用して提供する。
- ③ 裁判の当事者の他、裁判員等、司法参加に役立つ情報・資料をオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)の支援・協力も活用して提供する。
- ④ 各種審議会・委員会等の活動に役立つ情報・資料をオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)の支援・協力も活用して提供する。
- ⑤ 主権者としてのリテラシーを高める。特に、18歳からのリテラシー向上支援を行う。

(コ) 社会情勢、世界情勢その他時事問題

- ① 地域の課題についても、広い視野から考えるために、全国・海外の情報を提供する。
- ② 主権者として、一定の知見・見識が求められることがらについて、情報・資料を提供する。
- ③ 児童・青少年が進路選択にあたって幅広い視野を持てる情報・資料を提供する。
- ④ 地域の各種専門家が幅広い視野で情報収集できるようにオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)と協力してサービスを提供する。

(サ) 自身や家族等の健康の維持・増進

- ① 生活習慣病の予防のための情報・資料を提供する。
- ② 特に食生活や睡眠などに関しては、児童・青少年にも積極的に情報・資料を提供する。
- ③ 健康上の様々な誤解をなくしていく情報・資料を提供する
- ④ 専門の機関・団体と積極的に連携・協力する。
- ⑤ 特に働き盛りの人たちに積極的に情報・資料を提供する。

(シ) 科学的な知識

- ① 小学校から高等学校までの教育課程で取り上げられるテーマについて、より詳しく掘り下げ、関連する事柄についても展開できるようにする。
- ② 大学以上の内容のものでも、入門的なもの、概論的なもの、教養課程程度のものは提供できるようにする。

③ 学校の教育課程にかかわらず、科学的なものの考え方や方法について理解できるようにする。

(ス) 思想

多くの教科書等で取り上げられるような様々な著名な著作に触れられるようにするとともに、物事を深く考えるきっかけとなるようにする。

(セ) 歴史

現在の複雑な社会状況の背景を理解できるようにする。とくに、地域に関することや、日本にも関係する国際的な情勢の理解を深められるようにする。

(ソ) 文芸その他の芸術

生涯にわたって、芸術を楽しむことができるようにする。

(タ) 趣味、娯楽

趣味を持って、生涯にわたってうまい生活ができるようにする。

(チ) 一般教養・市民的教養

学校教育の範囲を越えて、社会人・市民として必要な教養を身につけることのできる資料・情報を、図書に限らずパンフレット等も含め、様々な立場のものを用意する。

具体的には、議会、行財政、税、エネルギー、水、環境、都市計画、人権、多文化共生、安全、健康、憲法・法令、会議の運営、討議のルール、文章表現その他に関する情報・資料を提供する。

(ツ) 地域(郷土)に関すること

地域の歴史や産業についての理解を深める情報・資料を提供し、地域の課題解決、地域史の編纂に資する。

(テ) 技能実習生、留学生他在住・在勤等の外国から来た人への資料・情報提供

外国語による資料提供を香美市の図書館資料のみではなく、他の図書館等から借り受けることも含めて行う。また、パンフレット等、様々な形での情報も提供する。

さらに、非日本語使用者が日本語を学習できる資料を提供する。

(ト) 図書館利用に障害がある人への資料・情報提供

音訳、点訳資料他、図書館利用の障害の種類によってそれぞれ利用できる資料を提供する。

(2) サービスの方法

(ア) 個人貸出し

個人貸出しサービスは、図書館の資料を借り出して、開館時間以外にも自宅その他で利用することができ、今日でも公共図書館サービスの基本である。貴重図書、壊れやすい又は複数の部分から構成され紛失しやすい等特段の理由がなければ、できるだけ資料を貸出しに供する。

辞典・事典等の参考図書は、いろいろな人が調べる目的で利用するので、基本的には館内閲覧資料とするが、野外で参照することを前提とした図鑑や、外国人と対話するために使われるような辞書は貸出用とし、必要なものは別途、閲覧用も収集する。

雑誌については、多くの人が見たい最新号については館内閲覧とするが、最新号であっても貸出した方がよいものは貸出しに供する。一方で、バックナンバーも閲覧用として常に揃えておいた方がよいものは館内閲覧用とする。

公共図書館は住民すべてが利用でき、実際に利用することが望ましい。日本語ができない外国人や

図書館利用に障害のある人も例外ではない。図書館利用に障害のある人へのサービスや多文化サービスについても積極的に取り組んで行く。

(イ) 団体貸出し

公共図書館にとって、個人貸出しは重要なサービスであるが、それによって、団体やグループへの貸出しが軽視されるものではない。図書館になかなか来ることができない人たちにとっては、団体を通じての利用の方が便利なお場合がある。例えば、福祉施設や、図書館から地理的に遠い場所でのサービス拠点(郵便局他)への貸出しなどである。

団体貸出しについても、できるだけ不要な制約は設けずに、市内であれば、企業や商店・商店街・ホテル等に貸出すことも進めていく。

(ウ) 学校への貸出し

市町村立図書館は市町村立学校、及び、市内の私立学校の学校図書館と協力して、児童・青少年の読書を推進して行く。この時、児童・青少年の自主性を損なわないよう注意する。探究的な学習が求められる今日の学校では、学校図書館の資料だけで、児童・生徒への教育活動をまとうすることはできない。香美市立図書館の資料にオーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)から提供された資料もあわせて、学校図書館又は学級、クラブ等に貸出す。

(エ) 保育所・認定こども園への貸出し

保育所・認定こども園(以下、保育所等)は、特に図書室を持っていない。まだ字が読めない子どもにとっても、絵本や本の読み聞かせ等は大変重要である。

このことから、市内の保育所等への貸出しも積極的に進めていく。

(オ) 調査研究その他利用支援(レファレンス・サービス)

図書館は、利用者の調査研究を支援するために、どのような文献を見ればよいか案内するが、香美市立図書館の蔵書規模では十分にできないものも多い。そのため、オーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)の協力も得て、図書館ネットワーク全体で支援して行く。

一方、香美市立図書館においても、参考図書を整備し、様々な問い合わせに応じられるように努力して行く。

(カ) 図書の紹介その他による利用促進

図書館は蔵書検索システムを用意し、図書も日本十進分類法により整理し、規則正しく排列している。しかし、テーマによっては、これらのシステムを利用してうまく調べられないものもある。そこで、よく求められるテーマや重要なテーマについては、ブックリストやパスファインダー(情報・資料の探し方を示したもの)を作成し、ウェブや紙での発信を行い、利用促進につなげる。

また、ブックトーク(同じテーマで複数の本を紹介する技法)等により、さまざまな本を紹介して行く。

なお、利用促進にあたっては、オーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館)と協同の企画も進めて行く。

(キ) 情報リテラシー向上の支援(資料の探し方等)

情報・資料の探し方については、司書はプロであるが、そのスキルは、一般市民も習得すると非常にメリットがある。また、そのスキルが上がると、情報を評価する能力が高まり、情報リテラシー全体が向上する。

以上のことから、司書自らが講師となり、又は、外部から講師を招き、情報リテラシー向上のための

講座を開催するなどの取組を行う。

香美市立図書館のみに留まらず、オーテピア高知図書館（高知県立図書館・高知市立市民図書館）の資料や情報資源も使いこなせるようプログラムを企画・実施する。

（３）サービスの条件

（ア）人的体制

図書館の専門的業務（資料の収集・選定、資料の目録データ作成・管理、窓口・通信でのレファレンス・サービス等）については、専門的知識を持った司書が担当し、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「公立図書館の任務と目標」で定められた体制を確保できるように努める。

また、司書が、県立図書館や図書館協会、文部科学省が行う研修に参加することにより資質の向上を図るとともに、香美市立図書館としても研修を行う。

（イ）ボランティア活用の考え方

ボランティアは、館長及び司書の指揮・監督のもとに活動する。ボランティアは単なる無償の奉仕ではなく活動の喜びをもたらすべきものなので、図書館とボランティア双方にメリットがある活動を行い、香美市立図書館での活動を通じて、市民同士の交流を深め、市政への参加・参画をするものとする。

（ウ）寄付、寄贈、スポンサー等の考え方

公共図書館は、地方公共団体がその主要な行政サービスとして、可能な限り積極的に行うものである。従って、必要な経費については予算とするのが原則である。しかし、国による補助等の制度も現在はないため、財政の厳しい団体では、財源が乏しい。

図書館サービスは地域の知的基盤の一つであり、それが不足することは、他地域との教育・情報格差を生むおそれがある。

そのため、寄付、寄贈、スポンサーについても図書館運営に支障のない範囲で積極的に取り組む。ただし、その大半をこれらの外部資源に頼ることなく、必要で可能なものはできる限り、予算として、計画的な図書館行政と持続的・安定的な図書館サービスを推進して行く。

（エ）連携・協力の基本的な考え方

連携・協力については、自己目的化しないように注意し、連携・協力することによって、双方が補完的・相乗的に、それぞれの事業目的を効果的に達成できるよう努める。

また、連携・協力することによって、図書館の持つ図書等の資源をより有効活用できるようにする。

なお、香美市内に立地している高知工科大学、高知県立林業大学校の他、商工団体、農林団体と積極的に連携・協力する。

7 蔵書構築方針

（１）蔵書構築の目的

（ア）図書館の蔵書の提供によって、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会）に述べられる市民の知る自由や学習権を保障して行く。

（イ）蔵書構築によって、サービス方針に述べられたサービスの目的を効果的に実現する。具体的な内容については、サービス計画・蔵書構築計画として策定する。

(ウ) 時事・社会情勢に関するものの他、基本的な資料が漏れないように収集し、民主主義社会の主権者である市民として必要な知識が得られるようにする。

(2) 蔵書構築の方法

- (ア) 蔵書構築計画に従って、新刊書から必要な資料を収集する。
- (イ) 定期的に、既刊書からも、蔵書構築計画に従って必要な資料を収集する。
- (ウ) 利用者からのリクエストを分析し、必要な資料を収集する。
- (エ) 利用者アンケートや懇談会を適宜行い、市民が必要とする資料を把握する。

(3) 蔵書構築の条件

- (ア) 司書が担当分野を分担し、出版社や著者に関する知識等の専門的な知識に基づいて選定する。
- (イ) 上記とともに、利用者の動向や地域の課題を見て、柔軟に選定していく。特に、リクエストのあったものについては、積極的に対応していく。

(4) まんがについて

まんがは現代日本文化を特徴づけ、世界的にも高い評価を得ている。しかし、まんがの出版は非常に多く、現状の図書館資料費では十分に購入することができない。そこで、古典となっているもの(幅広い世代に長く読み継がれるもの)、高知県出身のまんが家のものを収集する。

(5) 視聴覚資料について

視聴覚資料のうち、特に音楽・映画については、現在は、インターネットによる有料配信が中心となっている。しかし、図書館でのDVDやCDの貸出しは無料なので、利用者にとっては魅力があり、ニーズが減少しているわけではない。ただし、特にDVDについては、図書館が購入して貸し出せるものは権利者が許諾したものに限られ、図書館に対する販売価格は相当高く設定されている。そのため、現状の図書館資料費では十分に購入することができない。そこで、香美市立図書館の映画会で使用するものを中心に購入する。

香美市立図書館運営計画（サービス計画・蔵書構築計画）

1 登録者の目標

表 1-1 有効登録者(1年以内に貸出利用のある登録者)

	登録者	人口	登録率
物部	99	1,434	6.9%
香北	447	4,021	11.1%
土佐山田	2,615	19,545	13.4%
その他香美市内	153		
香美市合計	3,314	25,000	13.3%
香美市外	1,591		

表 1-2 登録者(1年以内に貸出利用のない人も含む)

	登録者	人口	登録率
物部	454	1,434	31.7%
香北	1,420	4,021	35.3%
土佐山田	7,913	19,545	40.5%
その他香美市内	286		
香美市合計	10,073	25,000	40.3%
香美市外	2,418		

※いずれも、令和 5 年 12 月 31 日現在。人口は令和 6 年 1 月 1 日現在。

※「その他香美市内」は、入力時に郵便番号がわからず細かい住所コードが入力されていないもの。

香美市立図書館の登録者数の現状は表 1-1、表 1-2 のとおりである。

旧館から利用は大きく伸びたが、1 年以内の貸出利用のある人は 1 割強である。ただし、個人では登録していないものの、館内閲覧や団体貸出先などで利用している人もいるので、これが利用のすべてではない。

新図書館かみーるは、市街地の中心からは離れたものの、駐車場や市営バスの新路線開設などハード面が向上したので、香美市全体では来館が容易になった面もある。図書館の利用は新しい図書・雑誌等の資料が継続的に購入され蔵書が豊富になるに従い数年かかって増えて行くので、積極的に個人利用者の開拓も図る。

図書・雑誌等の資料の充実をはかり、直近 1 年以内に貸出利用のある香美市居住有効登録者数の人口に対する率を開館後 5 年後(令和 9 年度)までに 15%以上まで引き上げることを目指す(長期的には、10 年後までに約 25%、15 年後までに約 35%、20 年後までに約 45%を努力目標とする)。

2 人口あたり貸出数の目標

現状では 3 館(かみーる・香北分館・物部分館)合計の年間貸出数はほぼ 13 万点を越え(令和 5 年 2 月～令和 6 年 1 月)、人口 1 人あたり年に約 5 点となる。これを 5 年後までに約 7 点を目標とする。居住有効登録者数は約倍増を目指す、もともとあまり利用していない人の利用点数はすでに利用している人より少ないと考えられるので、貸出数は 1.5 倍程度で考える。

3 資料費の目標

資料費の目標については、財政状況にも左右されるので、確実なものを設定することは困難であるが、日本図書館協会の「公立図書館の任務と目標」において、一定の目標数値の算定方式が示されているので、それに従って、努力目標として設定する。

5 年後の努力目標としては、おおむね 1,000 万円とする。

ただし、人口や社会・経済情勢の変化に伴い、必要があれば、修正することとする。

4 重点的に充実する資料

運営方針に掲げたとおり、図書館は様々なニーズに対応する情報・知識を提供しなければならないが、段階的に整備することとする。当面 5 年間は次の図書を、第 2 次香美市振興計画に対応して重点的に整備する。

・香美市の主要産業である農林業の図書(政策 14 農林業の振興)

この分野については、専門書も積極的に収集していく。

・正しい医療・健康増進の知識が得られる図書(政策 10 保健・医療の充実)

医学的なエビデンス(明らかな根拠)のあるものを中心に収集していくが、議論のあるものについては、様々な立場のものも収集する。

・商工業・観光の振興に資する図書(政策 15 商工業の振興 政策 16 観光の振興)

商店街振興の図書や個店の魅力を伸ばすのに役立つ図書を収集する。工業に関しては、地場産業に関連したものを収集する他、ごく基礎的なものも収集する。観光に関しては、宿泊業・民泊に役立つ図書も収集する。

・教科学習の内容を広げ深められる図書の充実

学校で学習したことを、試験等で扱われるか否かにかかわらず、より広げたり深めたりすることのできる図書を収集し、探究的学習やグローバルな学習にも役立てる。

また、一方で、不登校の児童・生徒でも、図書館の図書・雑誌・新聞やインターネットを活用して、ひととおりのことは学習できるようにする。

現在、国語の教科書で紹介されている本を収集し、教科書コーナーを設置しているが、国語以外の教科でも教科書の記述に出てくる本、教科書に出てくる人物の著書、伝記その他関連図書を収集し蔵書としていく。

・市民が様々な生涯学習・文化・スポーツ活動を行うための図書の充実(政策 20 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興)

具体的に市内で活発に行われているサークルその他の活動を把握し、それらに役立つものを積極的に収集していく。

・在住外国人の母国語の資料

技能実習生が急増しているので、英語の他、母国語の図書等も収集する。また、県立図書館(オーテピア高知図書館)所蔵の資料も紹介する。

5 貸出し促進のための資料の紹介

資料の紹介は図書館だよりなどで行っており、館内でも展示を頻繁に行っている。しかし、これらは、図書館に来る人、少しでも図書館に関心がある人には訴求力があるが、本を読む習慣がない人、図書館に来たことがない人には効果がない。

そこで、次のような方策を重点的に行う。

- (1) 図書館には来ないが他の機関・施設等は利用する人
 - (ア) 各種施設・機関の利用者が関心を持ちそうな情報や知識の載っている本の案内やブックリスト・パスファインダー(どのように調べるか道筋を示したもの)を作成し、置いて配布する。
利用を促進するツール(道具、手段)としての位置づけなので、文献調査のための網羅的なものと言うより、興味を持ってもらえるようなものを中心とする。
 - (イ) 各種施設・機関・学校の広報紙等に図書館の本の案内などを掲載させてもらう
ふだん本を読まない人でも読んでみようと思う文章を載せる。
 - (ウ) 施設・機関への団体貸出しを行う
福祉施設のように、来ないというより来られない人にも配慮して団体貸出しを行う。図書館側から配達しているアウトリーチ(出張、出前)による団体貸出しも増やしていく。
 - (エ) 学校、学校運営協議会への団体貸出しと本の紹介などの配布
学校自らの学校図書館蔵書の整備とともに、香美市立図書館の蔵書も貸出すことによって、児童・生徒個人個人の多様なテーマの探究的な学習にも対応できるようにする。また、学校運営協議会を通じて地域の人にも貸出しを行う。さらに、山村留学者も資料を利用できるように団体貸出しを行う。
- (2) 図書館もその他の公共施設・行政機関もほとんど利用しない人
 - (ア) 広報紙に記事・告知を掲載
市の広報の他、教育委員会の広報等、部局や行政の関係団体の広報にも記事を掲載してもらう。
 - (イ) マスコミに素材を提供
新聞、テレビ、ラジオ等の他、タウン誌等にも提供する。
 - (ウ) 店舗での本の案内やブックリストの配布
現在は未実施であるが、今後、試行していく。
 - (エ) 店舗への団体貸出し(喫茶店、飲食店、理美容室、商店、設計事務所など)
現在も一部実施している。
 - (オ) 図書館をイベント場所として提供し、イベントに関係する情報・知識を提供
単なるイベント会場ではなく、資料の利用に結び付ける。
 - (カ) インターネットでの発信: SNS、ブログ等
インスタグラムについては、すでに実施している。香美市が公式 LINE を持っているので、その中で
の情報発信も行っていく。

(3) その他

(ア) 転入者

図書館の利用案内・利用登録申込書等を手渡す。

(イ) 手帳等発行対象者

該当者に適合した図書館の案内等を手渡す。

6 利用者が読書や資料の利用の成果を発表できる場の提供

読書はその数を競ったり、難しい内容のものを読んだことを誇ったりするものではない。しかし、読書の感動や発見を他の人にも、ぜひ、伝えたいと思う人も多くいる。そこで、そのような人に、読書の感動や発見を伝えてもらい、より多くの人が読書に親しみ、図書その他の資料を利用することを目指す。

(1) 見せる読書通帳

他の人にも知ってもらいたい読書体験を読書通帳に記録し、当該の本などとともに、館内に展示し、他の利用者にもアピールする。

(2) パネル展示

児童・生徒の探究の成果をパネル等で展示する。探究の過程で使った参考文献の本等も展示・貸出しする。

(3) 図書館だよりその他の媒体への利用者参加

図書館だより、ティーンズ通信等に、子ども司書や利用者の本の紹介記事、「こんな図書館利用をした」という記事、四コマまんが(利用の方法をわかりやすく説明したり、ちょっとした本探しのヒントを示したり、図書館で起こる楽しいことなどを内容とする)を掲載し、アピールする。

(4) 利用者によるポップづくり

子ども司書や利用者による本のポップをつくってもらい展示する。

(5) 朗読会や音読会の実施

児童向けのおはなし会だけでなく、成人が自ら朗読・音読する催しも行う。

(6) 資料を使っの製作・制作

図書や雑誌に出てくるものやお菓子などを実際に製作・制作する催しを公民館、美術館、大学その他と協力して行うことを検討する。

7 利用者・住民の図書館運営への参画

ボランティアと雑誌スポンサーについては、香美市教育振興基本計画において 20%増を目標としている。雑誌スポンサーについては、香北・物部においても働きかけを行う。

ボランティアについては、広報や資料の紹介を行うボランティアを増やしていくことを目指す。また、広報や資料の紹介については、読書通帳や、子ども司書、児童・生徒の探究活動の成果等を有効に活用する。

(1) 図書館協議会委員を交えた利用者懇談会を行う

利用者が気軽に意見を述べられるように利用者懇談会(名称はこれにこだわらない)を実施する。ただし、住民対行政といった構図で、住民が行政責任を追及する会ではなく、相互に協力しながら、どのようなことができるか可能性を追究する会となるよう、協議会の委員も一部、参加するものとする。

(2) 資料の装備、配架作業、庭の手入れその他へのボランティア

現在も、すでに実施しているが、装備のボランティアを増やすため、また、すでに装備ボランティアをしている方の成果発表のため、装備教室を開催する。

(3) おはなし会、映画会などへのボランティア

現在も、すでに実施しているが、児童・生徒の読み手としての参加も図る。

(4) 音訳ボランティア

オーテピア高知声と点字の図書館と連携して進める。

(5) 動画づくり等へのボランティア

現在は、館内サイネージで流している動画などをつくっているが、インターネットで配信するものも試行する。

(6) 広報や資料の紹介を行うボランティア

利用者目線の資料の紹介をする。児童・生徒にも同年代に向けて紹介してもらう。

(7) 雑誌スポンサー

香北・物部についても募っていく。

スポンサーの方を講師として招き、図書館で講演会を開く。

8 図書館利用に障害のある人へのサービス

オーテピア高知声と点字の図書館、オーテピア高知図書館と連携して進めて行く。

(1) ボランティアの拡大

同時に読書バリアフリーの普及の伝達者となってもらう。

(2) マルチ・メディア・デージー資料や LL ブックスの拡充

マルチ・メディア・デージー資料は、障害者向けデジタル資料の国際規格デージーに準拠し、音声だけでなく、パソコン等で読み上げている部分の色が変わっていく文章が画面表示される資料である。読字障害や発達障害その他の障害で通常の本を読むことが困難な人のうち、この方式だと認識・理解できる人がいる。

また、LL ブックスは、スウェーデン語の LättLäst(ラッテラスト)ブックスの略で、「やさしく読める」本という意味である。知的障害、発達障害、聴覚障害などにより読むことが苦手な人の一部でも読める本である。

これらの資料について購入できるものは、できるだけ購入して行く。

(3) 普及・広報

当事者や、当事者のまわりにいる家族等、学校・施設職員等にさらに普及して行く。

福祉施設等へ出向き、出前講座等を行い、団体の利用促進も図る。

(4) 視覚障害者・身体障害者以外の障害者へのサービス

従来、図書館利用に障害のある人へのサービスは、視覚障害者や身体障害者の資料・施設へのアクセスの改善が主要なものだったが、その他の障害についても配慮し、適切なサービスを検討し提供する。特に、図書館利用に障害がないと誤解されがちな聴覚障害者については、バリアフリー映画の上映、手話付き講座等の開催なども進める。また、コミュニケーション手段としての手話そのものの講座等も検討する。

9 多文化サービス

地域では、日本語を母語としない人など、多様な文化的背景を持つ人が共に暮らしている。これら多様な文化的背景を持つ人々に対してのサービスを「多文化サービス」と言う。以下に掲げることを中心にサービスをしていくが、住民同士の交流も図れるように相互の文化等を紹介する資料を収集・提供する。また、実際の交流の場（外国語によるお話し会、自国を紹介する講演会等）も提供していく。

(1) 技能実習生等へのサービス

日本に来る技能実習生は、日本語の学習が前提となっているが、その必須となっている学習時間は必ずしも十分とは言えない。従って、日本語学習の支援を行うとともに、日常生活において必要な情報については、実習生の国の言語によるものも提供できるようにしておく。その他の在住者についても、とくに日常生活のサポートができるものを第一にサービスしていく。

また、やさしい日本語による利用案内その他広報媒体を作成・配布する。

(2) 高知工科大学留学生へのサービス・交流

高知工科大学留学生へのサービスを同大学図書館とも連携して行うとともに、図書館を通じた交流を図る。

(3) ALT(外国語指導助手)へのサービス

Assistant language teacher は、英語等の教員を補助する人材として来日しているが、文化交流の役割も担っている。ALT に日本文化を英語で紹介した図書や、海外の文化を紹介する教材となりうる英語の図書等を収集して、教員とともに周知する。

また、資料の充実のため、ニーズをヒアリングし、アドバイスをもらう。

(4) 日本語講座の場や教材の提供

図書館には児童書等も豊富にあるので、公民館その他と協力して、外国人向けの日本語講座の場や教材の提供をする。

10 児童／ティーンズ・サービス

教育振興基本計画において、図書館として、「探究的な読書活動の推進」を行うことを定めている。とくに、児童やティーンズ(十代の若者)向けに行うことが効果が高いと考えられるので、情報リテラシー(情報を理解・評価・判断し活用できる能力)の涵養^{かんよう}の観点も入れつつ取り組んでいく。

(1) 教科の学習を深めるために図書館の資料を活用することの普及

学校の教科の全体や単元について、学校では取り上げられないが、関連する知識や背景等まで、深く、また、広く取り扱っている図書を収集して、学習内容の理解が深まるようにする。

(2) 探究的な学習での図書館の活用方法の普及

探究的な学習は、学校で児童・生徒の学習として行われるが、本質的には、調査・研究活動と同じものである。調査・研究活動においては、先行文献を調査し、そのレビューを行っておくことが求められる。また、論文等においては、参考文献の典拠を示すことは必須である。

児童・生徒の探究的な学習においても、図書館を活用して、これらのことを行うことができるよう支援する。

特に、図書館や図書の利用にとって重要な、目録の検索方法、分類の基礎知識、目次や索引の見方・使い方、参考文献リストの活用法などを知らせていく。

(3) 子ども司書の取組み

子ども司書は、児童・生徒が図書館活動に関わることによって、図書館活用や読書の重要性を理解し、図書館の活用や読書の普及、PR を担って行くものであるが、今後は、図書館を活用した探究(調査・研究)、探究的な読書の普及、PR も担って行く。

(4) 平和学習に資する図書等の収集・提供

第二次世界大戦から 80 年が経過し、直接、戦争体験者から話を聞くことも困難になって来た。しかし、世界平和はいまだ実現されているとは言えない状況である。

日本が犠牲を払って、また、他国にも被害を及ぼした事実をしっかりと文献で伝えていくことも重要である。事実 に 立脚して、平和実現のための学習ができる資料を収集・提供していく。

(5) 学校との連携

以上のことを効果的に行うため、学校と積極的に連携していくとともに、学校図書館の充実を働きかける。

1 1 産業・ビジネス支援サービス

香美市立図書館では対応できる資料は十分ではないが、地元の主要産業である農林業の資料・データベース等を充実させていく。十分対応するためには、多額の資料費等が必要なので、足りない部分は、オーテピア高知図書館でのビジネス支援サービスにつないでいく。

なお、無料で配布できる事業者等パンフレットなども揃え、図書にこだわらない情報・資料提供を行う。

日本でも、安定的な正社員による終身雇用が崩れ、自営業者の環境としてもグローバルな競争環境に置かれるようになった。一人ひとりが自分自身の仕事を考え、創造していくことが求められる状況となっている。そこで、子どもや中高生向けの事業・仕事やお金、世界の情勢に関する資料は特に積極的に収集していく。

1 2 医療・健康情報の提供

高知県は全国でも高齢化の進んだ地域であり、医療・健康情報のニーズは高い。また、関係する職業の従事者も多い。そのため、香美市立図書館としても、医学的なエビデンスのあるものを中心に積極的に収集する必要がある。医学関係の資料は高価なものも多く限界があるため、オーテピア高知図書館と連携し医療・健康情

報サービスの拡充を図っていく。無料で配布できるパンフレットなどは積極的に揃える。

なお、すでに病気になった人を対象とした資料だけではなく、健康を維持し増進させるための資料を積極的に収集する。中高年向けだけではなく、子どもや若い人向けの健康のための資料も積極的に収集する。

1 3 分館の充実

書店に遠い中山間地域において、香北・物部分館は幼児から高齢者まで幅広い世代に必要とされている。資料の要求にこたえられるようにかみーると情報共有し円滑に運営・サービスを行う。

また、分館でのサービス充実について、意見を聴く機会を設けたり、図書館協議会で協議したりする。

なお、香美市では、やなせたかしさんや吉村叔甫さんから寄贈されたコレクションがあり、かみーるでの所蔵ややなせたかし記念館への寄託となっているが、香北分館での活用も考えていく。

1 4 情報リテラシーの向上支援

インターネットの普及により、現代の情報資源は、図書等に限られるものではない。また、AI 技術の発達により、コンピュータに質問することによって、ウェブの資源やコミュニケーションから AI 自体が収集した情報により、適当な回答がされるようになってきている。

しかし、図書等の資源もあわせて参照しないと十分で正確な調査ができないものも少なくない。ただし、その際は、身近な図書館のみならず、県立図書館等も利用しなければならない。これらの具体的な方法については、一定の知識が必要である。それらの方法について司書が利用者に説明していく機会をできるだけ設ける。

1 5 リスキリング（学び直し）の場としての図書館

(1) 放送大学等との連携

放送大学のテキストを収集し、提供する。その他、可能な連携を行う。

(2) 動画による学習との連携

館内に設置してあるインターネット端末や館内貸出しているタブレット、ポータブル(持ち運び可能)DVD プレーヤーなどで、学習用のコンテンツ(著作等、情報の中身)を視聴できるようにする。

(3) 資料の充実やリスキリングに関わる機会の提供

リスキリングに関して需要の高い分野について集中的に資料を収集するとともに、プログラミング等、実際に体験することのできる機会を高知工科大学その他の外部資源と連携して行う。

文化財室設置と「香美市史」編さんの事業の概要

2024.06.14 香美市社会教育委員会
香美市生涯学習課 文化財室

1 背景と目的

- 新市の「自治体史」は、新設合併から18年経過しているが発行されていない。
- 地域在住の郷土史家が減少している。
- 過去の地域情報を知り得る住民が高齢となり聞き取り調査の限界を迎えている。

本市のあゆみを後世に伝え残すことで、
持続可能な地域づくりに繋げる。

2 文化財室の設置

2 文化財室の設置【令和6年3月議会】 議案第24号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
旧佐岡小学校に市史編さん事業を進めるための文化財室を設置する。

3 令和6年度のスケジュールと主な取組予定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和7年度以降の編さん体制の検討 ・委員選定作業（事務局）							第1回 検討会	第2回 検討会	第3回 検討会	第4回 検討会		●編さん検討会メンバー ・有識者 1名 ・社会教育関係者 1名 ・文化財保護審議会 4名 <参考：いの町8名>
							編さん方法、分野等の決定					

【編さん検討会の流れ】

◆第1回検討会

①市史編さん目的及び方針について

②市史編さんの体系及び組織について

◆第2回準備会 ①市史編さんの体系及び組織について

◆第3回準備会 ①構成分野について

◆第4回準備会 ①構成・項目づくりについて

発刊目標：令和6（2024）年度より、調査・編集期間7箇年をかけ、
令和13（2030）年4月1日に合併25周年記念として発刊を目指す。

○香美市社会教育委員設置条例

平成18年3月1日

条例第105号

改正 平成26年3月14日条例第2号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、香美市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(定数)

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 前項の委員には、香美市公民館運営審議会委員をもって充てることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(費用)

第5条 委員がその職務を行うために必要な費用は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年香美市条例第50号）に定める。

(委任)

第6条 この条例の実施に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7条 この条例に定めるもののほかは、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び法の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○香美市社会教育委員会運営規則

平成18年3月1日
教育委員会規則第23号

(委員長及び副委員長)

第1条 香美市社会教育委員(以下「委員」という。)は、委員の互選により委員長1人、副委員長2人を選出する。

2 委員長、副委員長の任期は、2年とし、再任することができる。

3 委員長は、社会教育委員会の会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第2条 社会教育委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員の3分の1以上の者から、連署による書面で、臨時会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、委員長が3日前までに各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の定足数)

第3条 社会教育委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

(議決の方法)

第4条 社会教育委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(会議の特例)

第5条 委員長は、緊急の必要があると認める場合又はやむを得ない事情がある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 [第3条](#)及び[前条](#)の規定は、[前項](#)の場合について準用する。

(関係職員の出席)

第6条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

2 社会教育委員は、会議において関係職員に対し、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この規則の定めるもののほか、社会教育委員会の会議に必要な事項は、別にこれを定めることができる。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(令和3年10月15日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。